簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式（技術提案簡素化型一括審査方式））
に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

本業務は、技術提案書の作成及び審査を簡素化することを目的とする「技術提案簡素化型」及び、参加表明及び技術提案（実施方針等）を共通化する２件の業務を対象に、同時に公示し、一括して審査を実施する試行業務である。

また本業務は、技術評価点の予定技術者評価と技術提案評価の配点比率について、技術提案評価のウェイトを大きくした配点比率とする試行業務である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の業務が別々に案件登録されているので、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務毎に参加表明書の提出が必要である。

なお、希望業務のみに参加表明書を提出することもできる。

令和８年１１月１７日
分任支出負担行為担当官
九州地方整備局　熊本河川国道事務所長　　和田　賢哉

１．業務概要

（１）業　務　名　業務番号①令和８年度緑川水系築堤護岸設計測量外業務（以下「①業務」という）
業務番号②令和８年度白川水系築堤護岸設計測量外業務（以下「②業務」という）
（①業務、②業務、共に電子入札及び電子契約対象案件）

（２）業務の目的

①業務　本業務は、緑川水系の直轄管理区間において、河川改修事業を進めるうえで必要となる設計、検討及び測量を行う業務である。

②業務　本業務は、白川水系の直轄管理区間において、河川改修事業を進めるうえで必要となる設計・検討及び測量を行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

① 業務　・築堤護岸詳細設計　１式
・工事発注用資料作成　１式
・協議資料作成　１式
・各種資料整理　１式
・測量業務（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量、深浅測量、ドローン撮影）　１式

② 業務　・築堤護岸詳細設計　１式
・工事発注用資料作成　１式
・協議資料作成　１式
・測量業務（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量、深浅測量、ドローン撮影）　１式

（３）履行期間　　契約締結日の翌日～令和９年１０月２０日

（４）本業務は、簡易公募型競争入札方式に準じた手続きにより参加希望者を公募し建設コンサルタント等を選定する業務である。

（５）本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、（８）及び（９）（予定価格が５００万円以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

（６）本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、九州地方整備局電子入札運用基準の様式１を分任支出負担行為担当官に提出し、その承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、入札手続に影響がないと認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

九州地方整備局電子入札運用基準は、九州地方整備局のホームページ(http://www.qsr.mlit.go.jp)の入札・契約情報よりダウンロードできる。

なお、様式１の提出先及び受付時間は、次のとおりである。

１）提 出 先：６．（１）に同じ。

２）受付時間：土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く毎日の９時００分から１７時００分まで。

（７）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

（８）本業務は、予定価格が１，０００万円を超える場合、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下、「予決令」という。）第 85 条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

（９）本業務は、予定価格が５００万円以上１，０００万円以下の場合、業務品質確保の観点から九州地方整備局が品質確保の基準となる価格（以下「品質確保基準価格」という）を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

（１０）本業務は「低価格受注業務がある場合における配置予定管理技術者等（調査業務及び設計業務においては「管理技術者」、測量業務及び地質調査業務においては、「主任技術者」をいう。以下同じ。）の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

（１１）本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

（１２）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

（１３）本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和７年１２月３日付国官技第３０９号、国官総第１８２号、国営整第１４１号、国港総第５０１号、国港技第７８号、国空予管第９９１号、国空空技第３７９号及び国空交企第２６７号）の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

（１４）本業務は、BIM/CIM適用業務（受注者希望型）である。

２．指名されるために必要な要件

（１）入札参加者に要求される資格

１）単体企業

①予決令第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

②九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③参加表明書の提出期限の日から開札の日までに、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

④熊本県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）を有していること。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２）設計共同体

２．（１）１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年１１月１７日付け九州地方整備局長）に示すところにより九州地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により参加表明書を提出する場合は、参加表明書の提出期限（別表１①に示す日時）までは参加表明書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の参加表明書の再提出は認めない。

３）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

a) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。b）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。b）において同じ。）の関係にある場合

b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ）会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ）会社法第 2 条 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ）会社法第 2 条 15 条に規定する社外取締役

ニ）会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（ⅱ）会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ⅲ）会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（ⅳ）組合の理事

（ｖ）その他業務を執行する者であって、（ｉ）から（ⅳ）までに掲げる者に準ずる者

b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる

資本関係又は人的関係があると認められる場合。

なお、①及び②については、入札書提出期限以降に基準に該当する事実が発生した場合に限り、基準該当者が提出した入札書は、無効とはならないものとする。

（２）参加表明書に関する要件

１）参加表明書の提出者に対する要件

①　同種又は類似業務の実績

平成２８年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有さなければならない。

・同種業務：下記①及び②の要件を全て満たす業務とする。ただし①及び②は異なる業務でよい。

①河川における築堤の詳細設計業務

②河川における護岸の詳細設計業務

・類似業務：下記①又は②のいずれかの要件を満たす業務とする。

①河川における築堤の詳細設計業務

②河川における護岸の詳細設計業務

なお、同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注１）、特別地方公共団体（注２）、地方公社等（注３）、公益法人（注４）が発注した契約金額１００万円以上の業務を対象とする。また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。

参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者が上記の同種又は類似業務の実績を有さなければならない。また、その他の構成員は、当該業務で実施を予定している分担業務について、平成２８年度以降公示日までに実施した業務の実績（国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注１）、特別地方公共団体（注２）、地方公社等（注３）、公益法人（注４）が発注した契約金額１００万円以上の業務を対象とし、再委託による業務の実績は含まない。）を有さなければならない。なお、業務の実績については、下記②を満たすものとする。

（注１）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に示すものに加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

（注２）「特別地方公共団体」とは、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団をいう。

（注３）「地方公社等」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

（注４）「公益法人」とは、次のものをいう。

一　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二　旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成 20 年 12 月１日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

②　実績として挙げた業務評定点が６０点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」（以下「成績評定要領」という。）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評定点が７０点未満の場合は、業務実績として認めない。設

計共同体の場合も、代表者の同種又は類似業務の実績、その他構成員の当該業務で実施を予定している分担業務の実績において、調査基準価格を下回り業務評定点が７０点未満の業務の場合は、業務実績として認めない。

③　過去２年間（令和６年度～令和７年度）に完了した土木関係建設コンサルタント業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が６０点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく１００万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

２）配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は不動産・建設経済局建設振興課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

①配置予定管理技術者等

配置予定管理技術者等については下記の(1)、(3)及び(4)に示す条件を満たし、(2)の実績を有する者とする。

(1) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

[2]技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

[3]国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム－業務：計画・調査・設計）

[4]ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

[5]土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

(2) 下記のいずれかの実績を有する者。

平成２８年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者。

・同種業務：下記①及び②の要件を全て満たす業務とする。ただし①及び②は異なる業務でよい。

①河川における築堤の詳細設計業務

②河川における護岸の詳細設計業務

・類似業務：下記①又は②のいずれかの要件を満たす業務とする。

①河川における築堤の詳細設計業務

②河川における護岸の詳細設計業務

同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注１）、特別地方公共団体（注２）、地方公社等（注３）、公益法人（注４）が発注した契約金額１００万円以上の業務、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の他、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。（注１～４は、２．（２）１）を参照）

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第２条第１号に規定する休業）及び

介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が１年に満たない場合は１年として切り上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が１年を超える毎に評価対象期間を１年単位で延長するものとする。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

また、実績として挙げた業務の業務評定点が６０点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。ただし、調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評定点が７０点未満の場合は、業務実績として認めない。

(3)公示日現在の手持ち業務量（本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務については、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。尚、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。）が５億円未満かつ１０件未満である者。ただし、公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、手持ち業務量の契約金額を５億円未満から２．５億円未満に、件数を１０件未満から５件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者等が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得（平成 24 年 3 月 30 日付け国九整達第 9 号）第 6 条第 11 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が、契約金額で５億円、件数で１０件の業務量（公示日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務（港湾空港関係を除く）がある場合には、契約金額で２．５億円、件数で５件の業務量）未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

［1］当該配置予定管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
［2］当該配置予定管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
［3］当該配置予定管理技術者等と同等以上の業務成績平均点を有する者
［4］手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額５００万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

(4) 過去４年間（令和４年度～令和７年度）に完了した土木関係建設コンサルタント業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）のうち配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した業務におけるテクリス技術者評点の平均点が６０点以上であること。また、照査技術者としての実績は対象外とする。

なお、２.（２）２）①（２）において、評価対象期間の延長資料が提出された場合は、同様に提出資料に基づいた評価対象期間の延長を行うものとする。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく１００万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

②配置予定照査技術者

配置予定照査技術者については下記の(1)、(3)に示す条件を満たす者であり、(2)の実績を有する者であることとする。

(1) 上記２（２）２）①配置予定管理技術者等の(1)に同じ。

(2) 下記のいずれかの実績を有する者。

ａ）管理技術者又は担当技術者として従事した実績

上記２（２）２）①配置予定管理技術者等の(2)に同じ。

ｂ）照査技術者として従事した実績

令和３年度以降

公示日までに完了した国土交通省及び内閣府

沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く）が発注した契約金額１００万円以上の業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、上記２．（２）２）①配置予定管理技術者等の(2)に記載している「同種又は類似業務」において照査技術者として従事した実績を有する者。ただし、実績として挙げた業務の業務評定点が７５点以上であること。

業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の他、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第１項又は第２項の規定による休業)、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が１年に満たない場合は１年として切り上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が１年を超える毎に評価対象期間を１年単位で延長するものとする。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

(3) 上記２（２）２）①配置予定管理技術者等の(4)に同じ。

③配置予定技術者

配置予定技術者は、参加表明書の提出者以外の企業に所属する者を配置予定技術者（配置予定管理技術者等、配置予定照査技術者、配置予定担当技術者）とすることを認めない。

３.入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

４．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が１，０００万円を超える請負契約につい

て落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2）落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

3）本業務は、調査基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するため以下の対策を行うものとする。

①業務実施報告書の提出
②第三者による照査
③第三者照査技術者のテクリス登録
④納品時打合せへの立会い
⑤現地調査の実施
⑥担当技術者（測量業務）の資格
⑦点検測量の実施

なお、内容については、特記仕様書によるものとする。

4）本業務が、調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合において、下記対策の対象となる。

・業務評定点が７０点未満は、企業及び配置予定管理技術者等の実績として認めない。

5）上記において、落札となるべき評価値が同値である者が２人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにて落札者を決める。

（2）総合評価の方法

1）評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2）価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(１－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は６０点とする。

3）技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、③については本業務の予定価格が５００万円以上の場合に評価項目とする。

①予定技術者の経験及び能力
②実施方針等
③技術提案の履行確実性
④賃上げの実施に関する評価
⑤ＷＬＢ（ワーク･ライフ･バランス）等の推進に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝６０点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

なお、③技術提案の履行確実性を評価項目とする場合は、技術評価の得点合計及び技術提案評価点の算出は以下のとおりとする。

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）＋（④に係る評価点）＋（⑤に係る評価点）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）

4）総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札者について、上記①、②、③、④、⑤により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

5）詳細は、入札説明書による。

５．品質確保基準価格

（１）品質確保基準価格を下回った場合は、「４．（１）落札者の決定方法 2)」と同様の調査及び「４．（１）落札者の決定方法 3)」と同一の品質確保対策を行うものである。

（２）「４．（１）落札者の決定方法 2）及び3)」に記載されている「調査基準価格」は「品質確保基準価格」に、「予決令第86条の調査」は「品質確保基準価格調査」と読み替えて適用する。

（３）品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

６．入札手続等

（１）担当部局

〒８６１－８０２９　熊本県熊本市東区西原１丁目１２番１号

九州地方整備局熊本河川国道事務所　経理課契約指導係（内線５１３）

電話０９６－３８２－１１２７　ＦＡＸ０９６－３８２－０６１８

（２）入札説明書の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより交付する。

交付期間は別表１③に示す日時。

但し、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに上記６．（１）の担当部局に連絡すること。

（３）参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記２．（１）１）の②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び④に掲げる本店の登録を行っている者とする。

また、上記２．（１）２）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が指名されるためには、指名通知の時において当該資格の認定を受けていなければならない。

ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省厚契発第 54 号、建設省技調発第 236 号、建設省営建発第 65 号）の 7 の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 9 日付け建設省厚契発第 18 号、建設省技調発第 63 号、建設省営建発第 22 号）を準用し、別表１⑦に示す日とする。

（４）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

１）提出期限：別表１①に示す日時

２）提出場所：上記６．（１）に同じ

３）提出方法：①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が１０ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

（５）指名通知の期日

指名通知の日は別表１②に示す日。

（６）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

１）提出期限：別表１④に示す日時

２）提出場所：上記６．（１）に同じ。

３）提出方法：①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が１０ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

②発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

（７）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

１）入札書の提出期限日時

別表１⑤に示す日時

２）入札書の提出方法

①電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

②紙入札方式による場合

持参すること。

３）提出場所

上記６．（１）に同じ。

４）開札の日時及び場所

開札は、別表１⑥に示すとおり。

（８）開札後、次の順番で落札決定を通知する。なお、落札決定通知を受けた場合、それ以降の順番の業務の入札は無効とする。

１）①業務

２）②業務

７．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

１）入札保証金　免除。

２）契約保証金　免除。

（３）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）手続きにおける交渉の有無　　無。

（５）契約書作成の要否　　要。

（６）関連情報を入手するための照会窓口　上記６．（１）に同じ。

（７）本業務の予定価格が５００万円以上の場合は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

（８）詳細は入札説明書による。

別表１

①	参加表明書の提出期限	令和８年１１月２６日１７時００分まで
②	指名通知の日	令和８年１２月３日を予定する。
③	説明書の交付期間	公示日から令和８年１２月２４日までの休日等を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。
④	技術提案書の提出期限	令和８年１２月１５日１７時００分まで
⑤	入札書の提出期限日時	令和８年１２月２４日　１７時００分
⑥	開札の日時及び場所	開札は、 ①業務　令和８年１２月２５日９時００分 ②業務　令和８年１２月２５日１０時００分 九州地方整備局熊本河川国道事務所入札室にて行う。
⑦	「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」の７における申請期限	令和８年１２月１８日